

高額療養費制度の自己負担限度額が変わります

～ 令和8年(2026年) 8月1日 診療分から ～

国の制度改正により、令和8年8月1日から高額療養費制度の自己負担限度額(月額)が引き上げられ、下記のとおり変更となります。

皆様のご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

変更点：月ごとの自己負担限度額の引き上げと年間上限の新設

■ 70歳未満の方

所得区分	令和8年7月31日まで (月額)	令和8年8月1日から (月額)	年間上限額
ア (年収 約1,160万円～)	252,600円＋ (医療費-842,000円)×1% 【多数該当 140,100円】	270,300円＋ (医療費-901,000円)×1% 【多数該当 140,100円】	168万円
イ (年収 約770～1,160万円)	167,400円＋ (医療費-558,000円)×1% 【多数該当 93,000円】	179,100円＋ (医療費-597,000円)×1% 【多数該当 93,000円】	111万円
ウ (年収 約370～770万円)	80,100円＋ (医療費-267,000円)×1% 【多数該当 44,400円】	85,800円＋ (医療費-286,000円)×1% 【多数該当 44,400円】	53万円
エ (年収 約370万円以下)	57,600円 【多数該当 44,400円】	61,500円 【多数該当 44,400円】	53万円
オ (住民税非課税)	35,400円 【多数該当 24,600円】	36,900円 【多数該当 24,600円】	29万円

■ 70歳以上の方

所得区分	令和8年7月31日まで (月額)	令和8年8月1日から (月額)	年間上限額
現役並みⅢ (年収 約1,160万円～)	252,600円＋ (医療費-842,000円)×1% 【多数該当 140,100円】	270,300円＋ (医療費-901,000円)×1% 【多数該当 140,100円】	168万円
現役並みⅡ (年収 約770～1,160万円)	167,400円＋ (医療費-558,000円)×1% 【多数該当 93,000円】	179,100円＋ (医療費-597,000円)×1% 【多数該当 93,000円】	111万円
現役並みⅠ (年収 約370～770万円)	80,100円＋ (医療費-267,000円)×1% 【多数該当 44,400円】	85,800円＋ (医療費-286,000円)×1% 【多数該当 44,400円】	53万円
一般 (年収 約156～370万円)	57,600円 (※外来 18,000円) 【多数該当 44,400円】	61,500円(外来 22,000円) 【多数該当 44,400円】	53万円 (外来21.6万)
低所得者Ⅱ (住民税非課税)	24,600円(外来 8,000円)	25,700円(外来 11,000円) 【多数該当 24,600円】	29万円 (外来 9.6万円)
低所得者Ⅰ (住民税非課税・所得が一定以下)	15,000円(外来 8,000円)	15,700円(外来 8,000円)	18万円

※多数該当：直近12カ月間に3回以上高額療養費に該当した場合の4回目以降の自己負担限度額

【重要】マイナ保険証をご利用ください

マイナ保険証をご利用いただくことで、限度額適用認定証の事前申請や窓口での提示が不要となります。
手続きがスムーズになりますので、当院ではマイナ保険証の利用を推奨しております。